

1 指定管理業務実施にあたっての基本的な方針

1. 社会の流れ、横浜市の状況

少子高齢化やグローバル化の進展等、急速に社会状況が変化する中、平成 29 年に成立した文化芸術基本法に、文化芸術と社会との関係性が明記されました。同法のもとにある文化芸術推進基本計画（第 1 期）では文化芸術の本質的な価値及び社会的・経済的価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用・好循環させ、「文化芸術立国」を実現することを目指すとされています。「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成 30 年）、令和 12 年を期限とする国際社会全体の開発目標 SDGs でも、分野を超えた協力によって社会課題へ取り組むことが求められています。

平成 24 年、横浜市文化観光局は 10 年を想定した「横浜市文化芸術創造都市施策の基本的な考え方」をまとめ、都市が抱える課題に対し、文化芸術の持つ創造性によるさまざまなアプローチの可能性を示すとともに、また「文化芸術創造都市」を推進することで横浜が市民にとって誇れる街、国内外からも「選ばれる都市」として持続的に発展し、都市が活性化することを目指しています。この考えに基づき、「横浜市中期 4 か年計画 2018～2021」では、令和 12 年を展望し、人口減少社会到来、超高齢社会推進等の直面する課題を乗り越え、都市の持続的成長、発展を実現するための戦略のひとつとして「力強い経済成長と文化芸術創造都市の実現」を掲げています。

また令和 2 年からの新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、ソーシャルディスタンスや非接触など「新しい生活様式」への変化を促し、人と人との関係性、コミュニケーションのあり方にも影響しています。横浜市の政策においても、人と人との絆を生み、創造性や感受性を育み、活力を与える芸術文化の重要性はますます高まっていくといえます。

2. 大衆芸能が担う役割

大衆芸能は日常生活の中で、人々の心の拠り所となる親しみやすさを持ち、生きる活力を生み出す原動力にもなっています。また、落語、講談、浪曲からは、人々は敬い、助け合うことが大切であり、一人では解決できないことも打開する知恵を授かることができるといった教えを学べます。

3. 公共の演芸場としての「7つの使命」

私たちは 7 つの使命を、「公共の演芸場」である横浜にぎわい座が果たしていくべきミッションであり、互いが不可分に結びついているものと理解しています。これら使命を総合的に推進していくことが豊かな市民生活の実現、横浜市の魅力向上につながります。

平成 14 年の開館以来、私たちは公共の演芸場として、横浜市とともに、市民への大衆芸能の普及・振興に取り組んできました。

月の前半の常打公演を中核に据え、協会や流派、芸種を超えた興行により、多くの来場者を楽しんでいただくほか、寄席体験や学校等へのアウトリーチ、若手演者の育成、野毛地区との連携等さまざまな取り組みをおこなっています。

一方社会における芸術文化の役割が重要性を増す中、横浜市の専門文化施設である横浜にぎわい座への期待は高まり、私たちに求められる役割はますます多様化しています。

私たちは公共演芸場としてこれらの役割を果たしていく必要があります。

第4期の5年間は、常打公演「にぎわい寄席」「企画公演」を中核に据えた事業展開を継続しながら、大衆芸能の広い芸種の普及、社会包摂の取り組み、地域との連携等の事業を強化し、より公共施設としての役割を意識した運営に注力してまいります。

4. 第四期指定管理業務実施にあたっての基本的な方針

大衆芸能の魅力を広め、
地域の賑わいと、人々の交流を促し、
豊かな人間性を育む演芸場を目指します。

方針1 魅力あふれる多彩な公演を主催し、だれもが気軽に大衆芸能を楽しめる演芸場
主催公演は落語を始めとする大衆芸能の魅力を伝える多彩な内容と演目で構成します。演芸界との連携で、協会や流派、芸種に拘らない多様な出演者と組み合わせ、にぎわい座オリジナルの公演など独創性に富む内容となる工夫も致します。さらに目の不自由な方や耳の不自由な方が健常者と一緒に楽しめる演芸会を催したり、廉価な料金設定を設けたりするなど、あらゆる人が楽しめる機会を作り、市民が心豊かに生きる力につながります。また、次代に大衆芸能を継承するため、子どもたちに大衆芸能の楽しさを伝えます。

方針2 ベテランから若手までが芸を磨く道場であり、晴れ舞台でもある演芸場
実力ある出演者がネタおろしやシリーズものなど創造的な取り組みを行う修練の場として当館が機能するように努めます。また、成長が期待される若手演者を発掘し、彼らに実演の機会を提供して育成を行います。さらに、開館以来のこのような取り組みにより、当館出演を夢見ている演芸人も多く、そのような人々には晴れ舞台として出演していただき、演芸界の発展につなげます。

方針3 横浜の劇場街の賑わいを現代に創出し、人々の交流を生み出す演芸場
横浜の歴史の彩りとなっていた、興行街の賑わいを現代にも創出します。地域商店や企業、学校、他の近隣施設と連携し、野毛の街とその周辺地域の活気と人々の交流を生み出し、市民の憩いの場、心の拠り所であり続けます。

方針4 専門館としてのブランド力による安定的で持続可能な演芸場の運営
芸能ホールについては、演芸向きに特化した特性を周知するとともに、大衆芸能公演の開催ノウハウを施設利用者に提供し、プロの演芸家や団体が開催する公演の利用を促し、主催公演のラインナップとの相乗効果をはかります。小ホールについては、ダンス、演劇、音楽など多様な用途に使用可能であるという特性を周知することにより利用促進につなげます。さらに、的確な安全管理や施設管理および経費執行により、利用者に喜ばれる劇場として存在感を発揮し続けます。

2 運営組織の構造、開館時間の勤務シフト、休館日設定の考え方

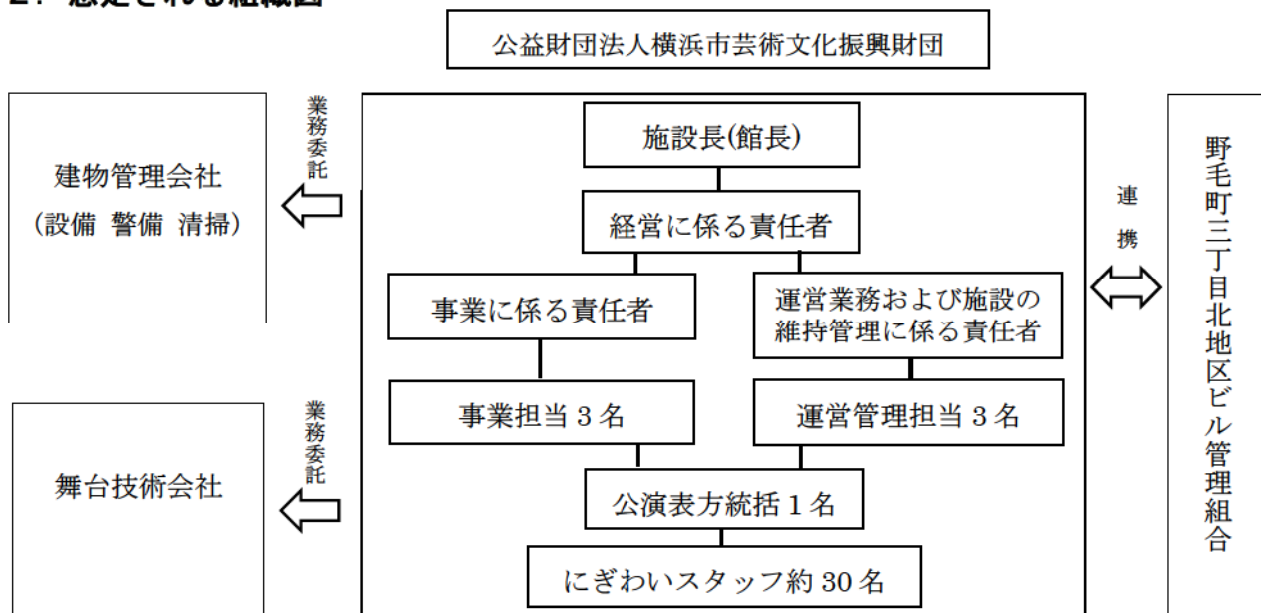
1. 運営組織の考え方

大衆芸能に関する高度な知識、演芸界や野毛地域をはじめとする幅広い人脈、劇場運営や安全管理等に対する高い見識などを併せ持つ館長を施設長として配置し、総合的な視点から大衆芸能の専門館に相応しい施設マネジメントを行います。また経営に関する責任者として、文化施設における豊富な運営経験やノウハウを持つ職員を配置し、館長のマネジメントをしっかりと支えます。

事業に係る責任者として芸術文化事業の企画制作や広報の業務に豊かな経験を有する職員を配置し館長の方針を主催事業に反映させます。運営業務ならびに施設の維持管理に係る責任者として施設運営や維持管理に長年の勤務実績を有する職員を配置します。

設備管理、清掃、警備、舞台技術の各業務についてはそれぞれの業務に高い専門性を有する会社に業務委託します。業務の履行状況を適切に管理しつつ経費の効率化もあわせて推進します。

2. 想定される組織図



3. 各職員の雇用関係（現時点での想定）、勤務時間、休日

職員	雇用形態	1日の勤務時間	休日設定
館長(施設長)	職員	7時間45分(シフト制/休憩1時間) ※基本シフト：早番 9:30～18:15 遅番 13:15～22:00 ※その他、業務に応じて複数の勤務時間体系から選択可能 (職員就業規定に基づく)	月ごとに土日祝日に相当する日数を公休日として指定。業務に応じたシフト制(不定休)。
経営に係る責任者	職員		
事業に係る責任者	職員		
運営業務および施設の維持管理に係る責任者	職員		
事業担当①	職員		
事業担当②	職員		
事業担当③	職員		
運営管理担当①	職員		
運営管理担当②	職員		
運営管理担当③	臨時雇用職員		
公演表方統括	臨時雇用職員	4時間10分(シフト制/月15日前後)	週3～4日
にぎわいスタッフ	臨時雇用職員		

4. 開館時間の勤務シフト

早番、遅番の2交代制を基本とした勤務シフトを施設の稼働状況に合わせて毎月作成します。午前10時から午後10時までの12時間の開館時間を通して適切な出勤人数を配置します。自主事業の実施体制については、横浜にぎわい座が開館以来培ってきた効率的な体制で事業運営を行います。開館日は各業務責任者のうち少なくとも1名が在勤し、業務の進行管理ならびに万一の際の危機管理や安全管理を担います。

		公休日10日 ●:早番責任者 ○早番 ★:遅番責任者 ☆遅番															
		職 自										自主事業		利用予定		備考	
		施設長	施設責任者	事業責任者	事業責任者	事業①	事業②	事業③	公演①	公演②	公演③	表方	自主事業	芸術H	小H		
1	土	●		○	★	○	○		☆		○	○	14時	自主	貸館	チケット発売日	
2	日	○	●	★		☆	○			○	○	○	14時	自主	貸館		
3	月		●	★	○		☆	○	○		○		14時	自主			
4	火	★			●	☆		☆	☆	表方	○	☆	19時	自主			
5	水	★	●		○		☆	☆		☆	表方	☆	19時	自主			
6	木		●	○	★	○			○	☆		○	14時	自主	貸館		
7	金	★	●	○		○	☆	○			○	○	14時	自主	貸館		
8	土		●	○	★	○		☆	○		○	○	14時	自主	貸館		
9	日	●			★		○	☆	○		○		14時	自主	貸館		
10	月	★		●		☆	○	○	☆		☆	☆	19時	自主			
11	火	★	●		○		☆	☆	表方	☆	☆		19時	自主			
12	水		○	●	★	○	表方		○	○	☆		14時	自主			
13	木	●	○		★	○	○	☆			○	○	14時	自主			
14	金	★		●		☆	☆	表方	○	○	☆	☆	19時	自主	貸館		
15	土		●	★		☆		○	○	○		○	14時	自主	貸館		
16	日	●		★	○		○	○	○		○	☆		貸館	貸館	利用抽選会	
17	月	●	★		○	○	○	○	☆	○							
18	火	●		★			○	☆		○	○	○		貸館			
19	水	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○				施設点検日/職員研修	
20	木							○								施設点検日	
21	金		●	○	★	○	☆	○		○	○						
22	土	○	●	○	★	☆		○	○		○	○		貸館	貸館		
23	日	●		★			○	○	☆	○	○			貸館	貸館		
24	月		●	★	○	○	○			○	☆	○			貸館		
25	火	○	●		★	○	○		○	☆		○		貸館	貸館		
26	水	○	●	○	★	○	☆	○			○	○			貸館		
27	木	○	●	★		☆			○	○	○			貸館			
28	金	●		★			☆	○	☆		☆	☆	19時	貸館	自主		
29	土	★	●		○	☆	表方	☆		○	☆	☆	18時	貸館	自主		
30	日		★		●		○	☆	○	○				貸館	貸館		
31	月	★	●	○	○			○	☆		○						

5. 休館日(施設点検日)設定の考え方

- (1) 施設、設備の保守点検のために月2日程度の施設点検日を設けます。
- (2) 施設点検日の告知は、ホームページ、館内掲示、公演チラシ等にて行います。

3 必要人材の配置と職能、主要人材の能力担保

1. 職種ごとの責任者の配置・業務分掌・職能・各責任者経歴・常勤非常勤について

(1) 館長（施設長／常勤）

〔業務分掌〕豊かな専門知識や幅広い見識を背景に、横浜にぎわい座の舵を取りマネジメントを行う。チーフプロデューサーを兼務し主催事業を統括する。

〔職 能〕大衆芸能に関する深い専門知識、演芸界や野毛地域を中心とした幅広い人脈、劇場運営に関する高い見識などを有し大衆芸能の普及発展に寄与する能力を有する。

〔経 歴〕

布目英一（ぬのめえいいち／令和元年7月1日より横浜にぎわい座三代目館長）

昭和35年横浜生まれ。横浜にぎわい座創設時より玉置宏初代館長の元で企画コーディネーターを務める。その後はチーフプロデューサーとして横浜にぎわい座の主催興行を企画制作。演芸研究者としては、東京新聞の演芸評を担当する他、日本芸術文化振興会「文化デジタルライブラリー大衆芸能編寄席」の監修執筆、「日本の話芸特選集」（NHK）、「特選落語名人寄席」（キングレコード）、「昭和浪曲名演集」（日本コロムビア）の解説など、落語・浪曲等の書籍・CD・DVDの執筆・監修や講演などの活動を展開。これまでに文化庁芸術祭大衆芸能部門関東審査委員、芸術文化振興基金運営委員会伝統芸能・大衆芸能専門委員、芸術選奨大衆芸能部門審査委員、文化芸術による子供育成総合事業審査委員、活動継続・技能向上等支援事業費補助金に関する協力者会議委員、早稲田大学エクステンションセンター講師などを務める。



(2) 経営に係る責任者（常勤）

〔業務分掌〕横浜にぎわい座の業務全般、特に対外折衝、指定管理の諸業務に係る調整、安全管理、職員指導、コンプライアンス遵守の徹底などに関して館長を支え、その方針を業務に反映させる。

〔職 能〕文化芸術や文化施設に関わる幅広い実務経験を有し、組織をまとめながら諸業務を着実に進行管理する。市や関係団体と連携し、地域と円滑な関係を築く。安全管理について突発的な事案にも柔軟かつ確実に対応する。

(3) 事業担当 責任者1名 担当3名（常勤）

〔業務分掌〕自主事業の企画・制作、広報、団体客向け企画、アウトリーチ事業の立案実施、大衆芸能に関する相談対応、事業アーカイブの作成、ホームページ運営、自主事業チケット販売促進。

〔職 能〕大衆芸能に関する知識や人脈を有し、事業の企画・制作・広報の業務経験がある。文化芸術の振興に強い使命感を持ち、専門知識や事業制作の能力向上に対する志向性が高い。

(4) 運営担当／施設の維持・管理担当 責任者1名(兼務) 担当3名(常勤)

〔業務分掌〕施設貸出、経理・労務管理、施設設備の維持管理、対外折衝、安全管理、委託業務進行管理、指定管理関連の諸手続きなど。

〔職 能〕公平公正な市民サービスを心がけながら業務。利用者や地域の関係者などと良好な関係を築きながら良質なサービスと安全で快適な環境を提供する。

(5) 公演表方統括(常勤)

〔業務分掌〕自主事業公演の表方の進行管理とにぎわいスタッフの取りまとめ。

〔職 能〕来館者に気を配り要望に適切に応じつつ公演鑑賞のサポートを行う。にぎわいスタッフを取りまとめ効率的かつ円滑に公演の表側を進行管理する。

(6) にぎわいスタッフ(非常勤/月15日前後の勤務)

〔業務分掌〕2階総合受付や館内各所、自主事業公演会場におけるお客様対応。

〔職 能〕明るくわかりやすくお客様に接する。公平公正にサービスを提供する。

(7) 設備管理(業務委託)

〔業務分掌〕施設の設備機器類の運用と管理点検、施設の警備・清掃、安全管理。

〔職 能〕電気設備、水道設備、空調など設備機器類に精通し施設を安定的に運用できる。警備・清掃業務についても専門性を持って、かつ的確に遂行できる。

(8) 舞台技術(業務委託)

〔業務分掌〕自主事業公演の舞台運営業務、貸館公演への立ち合いと技術支援。

〔職 能〕舞台業務の専門的な操作技術や公演運営に関する業務経験がある。

2. 大衆芸能の専門文化施設としての人材育成

大衆芸能分野の専門職員(プロデューサー)を育成します。事業担当職員は、大衆芸能のチーフプロデューサーである館長の指導のもと、大衆芸能の知識を深め、演芸界への人脈を広げ、自主事業の企画力・制作力・広報力など、事業を担当するうえで必要な職能を高めます。また、クラシック音楽やダンス、古典芸能等、多くの専門文化施設を運営する財団の強みを生かし、専門施設同士のプロデューサーと研修を通じて交流することで、広い視野と知識を持つ専門職員の育成を行います。

3. スタッフの育成・チームワーク醸成の取組方法

日常業務におけるOJTなどを通し、公演運営や文化施設運営に関わるさまざまな専門性を向上させます。MBOを通して年間の目標をより明確にし、その成果を上司と共有することで能力開発とモチベーションの向上をはかります。事業制作、経理、広報、人権、コンプライアンス等の多岐にわたる研修を通して職員育成に取り組みます。さらに、サービス介助士などの資格取得を支援しホスピタリティ向上をはかります。職員個々の意識が担当業務のみに偏らないよう、自主事業から貸館業務まで横浜にぎわい座のすべての業務に全員が関わるような担当体制を敷くことでチームワークを向上させるとともに、施設に対して愛着を感じ大切に想う雰囲気大切に、職員間のチームワークを高めます。各職員を一定期間継続的に配属することにより、大衆芸能専門文化施設を運営する職員としての専門性向上を推進します。

4 施設の使命を達成するための取組 使命 1

【使命 1】大衆芸能と市民をつなげる

大衆芸能に触れる機会や情報を提供することで、市民の大衆芸能への理解と関心を高める。

【使命 1 を達成するための具体的な取組】

1. 幅広い大衆芸能の演目について、市民ニーズに応えた多彩な構成で魅力的な公演を常時、企画・実施する

(1) 自主事業の番組構成

毎月 1 日から 15 日まで芸能ホールで自主事業を連日開催します。これは平成 14 年度の開館以来、当館の自主事業の最大の特徴となっています。所属団体や流派、芸種に捉われないバラエティ豊かな出演者と組み合わせ、横浜にぎわい座オリジナルの公演など独創性に富む内容となる工夫を施し市民ニーズに応えます。「将来の名人を育てる道場」として、主に小ホールを活用して若手育成(使命 3 に詳述)に力を入れます。

(2) 横浜にぎわい寄席

公益社団法人落語芸術協会と一般社団法人落語協会所属の落語家、色物の芸人がベテランから若手まで幅広く出演します。通常の寄席公演で両協会の芸人の共演は都内の寄席にはない横浜オリジナルの仕組みであり、色物は多彩なジャンルの芸能を日替わりで紹介することで、古今東西の多様な芸能につながる魅力を紹介します。

【工夫と特色】

- ①寄席公演は大衆芸能に親しむ入り口としての機能を持ち、さまざまな芸能へ興味の幅を延ばしていくきっかけを作ることができます。初めて大衆芸能に触れる方から演芸ファンまで幅広い層が楽しめる内容とし、大衆芸能を身近に感じていただくことを目的とします。
- ②出演者の持ち時間を都内の寄席に比べて比較的長めにとり、それぞれの芸能をじっくりと鑑賞していただきます。
- ③仲入り（途中休憩）後割引を設けて 1 時間余りで落語 2 席と色物を楽しめるようにし、気軽に寄席を楽しめる機会を作ります。
- ④毎月 1 日から 7 日まで連日開催することで、かつてのような街の賑わいと、市民がいつでも気軽に芸能を楽しみ、互いに交流できる拠点として機能することを目指します。
- ⑤来館経験のない人向けに寄席の基礎知識や鑑賞ヒントを Q&A 形式でホームページに掲載します。
- ⑥職場、趣味の仲間、学校などの団体誘致や割引販売により、集客をふやし、チケット収入増につなげます。

(3) 企画公演

落語、漫才、コント、講談、浪曲、奇術、喜劇などバラエティ豊かな内容の公演を日替わりで開催します。

〔工夫と特色〕

- ①実力ある出演者によるネタおろしやシリーズものの独演会や二人会、上方落語公演、他ジャンルの組み合わせなど、当館ならではの多彩な公演内容とします。
- ②上方落語公演は、関西の落語家が4、5名出演する「上方落語会」のほか、独演会、二人会、東京の落語家との共演会など、ほぼ毎月行います。上方落語の特色としては三味線、太鼓、笛などの演奏が入るハメモノ入りの演目があげられますが、これらの演目は歌舞伎や能、狂言の影響を色濃く受けており、上方落語鑑賞は古典芸能への興味を広げる窓口となることも期待されます。また関東とは異なる歴史、風土から生まれた上方文化に触れる機会にもなり、異なる価値観を尊重する機会の創出にもつながります。
- ③身近なテーマ設定による名作4席を人気実力演者たちが聴かせる落語公演を実施します。今まで行っていた「名作落語の夕べ」について、人気実力演者の出演を多くと望む声がお客様から多く、集客力にも表れていたため、その意向に沿った内容とします。落語初心者にも落語通にも満足していただける公演を目指します。
- ④元旦には漫才協会所属の知名度の高いベテランから活気あふれる若手までが出演する公演「新春特選演芸会～漫才大行進」を行います。一年の始まりの「招福公演」としてだけでなく、東京漫才の各世代の出演者が一堂に会する公演が都内においても数少ない現在、横浜において、東京漫才の多彩な魅力を市民に伝える貴重な場となっています。
- ⑤獅子舞や万歳といった祝い芸で、なつかしい日本のお正月を再現する公演「新春特選 ニッポンの芸！」を行います。新年を寿ぎ、家内の安全と繁栄を願う日本古来の祝福芸「尾張万歳」は、伝統を大切にしながらも、時代の変化にも対応し国指定重要無形文化財となっています。また水戸大神楽も神事をもとにした祝福芸であり、獅子舞や曲芸といったレパートリーで知られています。近年ではなかなか体験することができない獅子舞や尾張万歳といった文化遺産的な芸能を生で味わうことを通して、新年を寿ぐ日本の伝統文化への興味関心を高めるとともに、核家族化によって年末年始を家族と過ごす機会が減ってきている人々が、この場に集まる人との笑いの共有をもって、人とのつながりを感じる場所となることも目指します。さらに尾張万歳や獅子舞は能との関連も深く、これらの芸能を通じて、古典芸能へと興味をつなげるきっかけになることも期待するものです。

(4) 登竜門シリーズ in のげシャレー (使命3に詳述)

若手芸人(落語・講談であれば二ツ目から真打昇進3年目が目安)が研鑽を積む場として、小ホール(のげシャレー)を会場としたシリーズ公演を実施します。

(5) 開館20周年記念事業

令和4年に開館20周年を迎えます。これを記念して、当館の目玉となっている

公演を集めた、ボリューム感のある事業を行います。

〔工夫と特色〕

人気実力演者と勢いのある成長を見せている若手演者が並ぶ事業とし、開館 20 周年目の演芸界の特色が反映された内容とします。広報も通常とは趣を変えて行います。野毛地区とも密接に連携し野毛の発信や賑わいづくりにも寄与します。

2. 大衆芸能と市民が触れ合い、関心や興味を持つ機会を増やし、若い年代を中心に鑑賞者の拡大をはかる事業を行う

(1) 趣味をテーマにした落語会、演芸会

鉄道、野球など趣味をテーマにした落語会や演芸会を開催します。鉄道については、市内を走る路線を、野球についてはベイスターズを軸に横浜スタジアムでの観戦までも視野に入れたものとし、若い年代を含む演芸初心者の来館につなげます。

(2) こども寄席、寄席体験プログラム、学校単位の団体鑑賞

子どもが大衆芸能に触れるさまざまなプログラムを実施し、大衆芸能を通じた子どもの健全育成をはかるとともに、大衆芸能を後世につなげます。(使命 3 に詳述)

(3) アウトリーチ

横浜市芸術文化教育プラットフォームに参加し、市内の小学校等を巡るアウトリーチを行います(使命 3 に詳述)。また、障がい者団体との連携も行い、寄席演芸と触れ合い体験ができる場を提供します。

(4) ワークショップ、講座 (使命 2 に詳述)

実際の体験を通して、大衆芸能を身近に感じる機会や横浜にぎわい座に気軽に来場するきっかけを作るさまざまな切り口のワークショップや、大衆芸能の知識を深める講座を開催します。野毛の魅力を知るきっかけづくりにも取り組みます。

3. 主催公演をデータベース化し、大衆芸能に関する情報とともに広報に役立てる

(1) 広報の取り組み

野毛地域の協力を得て行うチラシによる広報、さまざまなメディアへの積極的に働きかけ、ホームページやツイッターの活用等により大衆芸能の魅力を発信します。ご家庭において当館の取り組みが親しみを持って身近に感じられるような発信と仕掛けのあるホームページの構築を目指します。

(2) 電子根多帳

自主事業は開館以来、映像と音声による記録を取るとともに出演者と演目は楽屋帳で記録しホームページ上で「電子根多帳」として公開しています。「電子根多帳」には出演者の経歴や演目解説も記し演芸初心者が興味を広げる手助けに役立てます。

(3) 連携の構築

演芸場やホールなど興行が行われる会場、各演芸団体、マスコミ、文化庁と連携が構築されています。各芸能団体のホームページとリンクし多くの情報を届けます。

4 施設の使命を達成するための取組 使命 1

4. 展示・演出

(1) 常設展示 “明治・大正から現在に続く横浜の大衆芸能の歴史を伝える”

明治、大正時代の伊勢佐木町興行街の様子が分かる展示、横浜の大衆芸能の歴史として日ノ出町生まれの作家長谷川伸、司会の第一人者で当館初代館長玉置宏、落語芸術協会会長であり、三遊亭圓朝作品を継承発展させた二代目館長桂歌丸、野毛を始めとする大道芸フェスティバルの礎を作った作家で評論家の平岡正明の功績を紹介する展示は常設展示とし、「寄席体験プログラム」などで訪れた子どもたちが横浜の大衆芸能の歴史を知る学習の場として当館を機能させます。

(2) 企画展

自主事業に関連する展示として「お笑いぱっちり倶楽部」写真展、「寄席文字展」、「開館 20 周年記念展示」(令和 4 年)などを行い、大衆芸能への興味を広げる場とします。地域催事に関連する展示は「野毛大道芸」に合わせた写真展などを行い、地域の活性化に寄与します。

(3) 館内演出

館内演出は 1 階エントランス部分、2 階の壁面、総合案内・情報コーナー、階段室に演芸場らしい装飾を施し、祝祭感を演出します。月ごとに展示物を変え、落語にとって大切な季節感を演出します。

【提案者が提案する指標】

定量指標①: 票券システム、グッティの会員数(令和 3 年 3 月: 20,893 目標値: 2 年目 25,000/5 年目 29,000)

定量指標②: 横浜にぎわい寄席の初来館者の割合(令和 2 年 2 月 28.6% 目標値: 2 年目 40%/5 年目 50%)

【業務の基準で設定している指標】

		現在値		目標値	
		令和 1 年度	2 年目	5 年目	
定量指標①: 鑑賞型事業のメニューのジャンル数、実施回数及び入場者数	ジャンル数	25	25	25	
	実施回数	236 回	200 回	200 回	
	入場者数	50,534 名	35,000 名	50,000 名	
定量指標②: 展示型事業の実施回数		8 回	8 回	8 回	
定量指標③: 来場者(参加者)満足度(アンケート集計)			4.2	4.5	
定性指標①: 鑑賞型事業及び展示型事業の参加者の声			アンケート等への要望に迅速に対応できている	アンケートに楽しんだ旨の感想が寄せられる	
定性指標②: 広報媒体に寄せられた感想や意見			アンケート等への要望に迅速に対応できている	自主公演を他者に薦める感想が散見される	

【上記の取組を行う理由】

大衆芸能にはさまざまな芸能が含まれます。そのため、大衆芸能に触れ合うことをきっかけに、古典芸能やダンス、音楽など東西の多様な芸術へと興味をつながっていくことが期待できます。落語を中心にさまざまな形態の公演を催すことによって、幅広い世代やさまざまな市民層に大衆芸能への関心と理解を高める場となるよう機能させます。そして市民の心豊かに暮らしへとつながることを目指します。

5 施設の使命を達成するための取組 使命2

【使命2】大衆芸能をはじめとした文化芸術活動と体験の場となる

大衆芸能を中心とした文化芸術活動の創作や体験等の場を提供することで、市民の活動を支援する。

【使命2を達成するための具体的な取組】

1. 大衆芸能をはじめとした文化芸術活動の体験の場の提供

(1) 「寄席文字ワークショップ」

寄席文字は江戸時代から続く縁起文字で、寄席の世界だけではなく、商店の看板、表札、ストラップなど日常の小物類にも幅広く使われています。寄席文字を知ることは「お客様がすき間なく一杯に入ってくるように、お客様が右肩上がりに増えるように」といった、寄席が人の賑わいを生み出してきた様子を文字から感じることができ、また、日本語そのものの美しさや、筆を使って白い紙を墨で埋めていく所作から、改めて日本の文化を考える機会にもつながります。



寄席文字ワークショップの様子

(2) 「水戸大神楽曲芸ワークショップ」

水戸大神楽は大衆芸能でもあり、神事に基づく伝統芸能でもあります。手拭いを顔の上に立てたり、ボールを傘の上でまわしたり、お手玉をしたりという基本的な曲芸をゲーム感覚で体験することによって大神楽を身近に感じ、伝統文化への理解へとつなげます。

(3) 「紙切りワークショップ」

観客のリクエストにこたえて、歌舞伎の演目から流行の事物まで即興で切り抜く「紙切り」は下書きのない紙をハサミで形あるものに仕上げる伝統芸です。日本文化のすばらしさや四季の風景の美しさに思いをはせ、心豊かな気持ちを生む機会となることが期待されます。

(4) 「寄席体験プログラム」(使命3に詳述)

太鼓を叩いたり、落語の仕草や小噺を学んだりという体験と落語を中心とした演芸鑑賞とで構成されています。当館ならではの企画として好評を得ています。

(5) 「学校プログラム」(使命3に詳述)

市内の小学校等を巡るアウトリーチ事業です。寄席演芸と触れ合い体験できる場を提供します。

(6) 「バックステージツアー」

演芸場の楽屋、舞台など一般の方にとっては普段知る機会の少ない演芸場の舞台裏を、寄席を楽しむミニレクチャーを交えて御案内します。寄席囃子や太鼓の演奏など寄席公演を支える舞台裏の様子や劇場の機能、横浜の芸能の歴史を紹介します。

(7) 「野毛まちなかキャンパス」

野毛地区街づくり会と協力し、横浜商科大学主催「野毛まちなかキャンパス」内で、講座や施設紹介を行います。大学生や社会人を対象に横浜の大衆芸能の歴史や寄席演芸の魅力を学ぶ場としています。

(8) 「みなとみらいかもめ SCHOOL」

みなとみらい 21 イベント連絡会主催「みなとみらいかもめ SCHOOL」で、落語を中心とした寄席演芸の魅力を紹介する講座と、当館の公演鑑賞を行います。社会人を対象に落語を始めとする寄席演芸の魅力やその文化的背景を学ぶ場としています。

(9) 大衆芸能に関する疑問に答える体制

子どもから専門家や新聞記者まで、大衆芸能に関する疑問にお答えしています。演芸に関する素朴な疑問から、落語会の運営方法や演芸界の専門的な疑問まで幅広く応じており、その一部はホームページ上の「演芸 Q&A」に反映させています。

(10) 横浜の大衆芸能を知る常設展示

来館者が横浜の大衆芸能の歴史を知る場となる展示を常設します。(使命 1 に詳述)

2. 大衆芸能をはじめとした文化芸術活動の創作の場の提供**(1) 芸能ホール**

演芸に特化した特性を周知するとともに、大衆芸能公演の開催ノウハウを施設利用者に提供し、プロの演芸家や団体が開催する公演の利用を促し、主催公演のラインナップとの相乗効果をはかります。寄席囲い、所作台使用という舞台設定での自主興行が昼に行われた日の夜の空き時間帯などをプロの演芸家や団体による公演を誘致する場として活用します。さらに、野毛地区街づくり会傘下の横浜にぎわい座利用促進委員会と連携し、野毛の賑わいへの寄与を目的とした共催事業を積極的に誘致します。

**(2) 小ホール**

TPAM (国際舞台ミーティング in 横浜) の上演会場として定着し、新しい舞台芸術の発信の場となっています。ダンス、演劇、音楽など多様な用途に使用可能であるという特性を周知することにより利用促進につなげます。

**(3) 練習室・制作室**

個人から団体まで、練習や創作活動、レクチャーの場として積極的に貸し出し、その活動を支援します。小ホールの追加楽屋、練習会場、作業室、主催者控室など、機能的な付帯施設としての存在もアピールし、小ホールの利用促進にもつなげます。

3. 基本的な施設の提供方法

(1) 開館時間

午前 10 時～午後 10 時とし利用者からの要望による早入や延長利用については、近隣に配慮しながら可能な範囲で対応します。

(2) 貸出区分

芸能ホールは 1 日 3 区分、その他の施設は 1 日 5 区分とします。

(3) 施設点検日

原則無休としますが、施設や設備の安全性確保のための点検日として毎月 2 日間程度の施設点検日を設けます。施設点検日は予めホームページやポスター等で告知します。施設点検日を活用して、職員研修や防災訓練を実施します。

(4) 受付方法

大衆芸能利用を優先するために、大衆芸能とそれ以外のジャンルでは受付開始日を変えて貸し出します。大衆芸能は利用受付開始日に抽選で利用者を決定します。抽選会以降は電話で仮予約を受け付け、その後来館による手続きを依頼します。利用料金は窓口での現金払い、または振込で収受します。

[利用申し込みの受付]

	大衆芸能に関する利用	大衆芸能以外の利用	貸出期間と連続利用
芸能ホール	利用する月の <u>12 か月前</u> の第 3 日曜日より受付	利用する月の <u>11 か月前</u> の「応当日」より受付	貸出期間は、 <u>毎月 1 日から月末まで</u> 。 連続利用は 15 日以内
小ホール 練習室 制作室	利用する月の <u>6 か月前</u> の第 3 日曜日より受付	利用する月 <u>5 か月前</u> の「応当日」より受付	貸出期間は、 <u>毎月 1 日から月末まで</u> 。 連続利用は 30 日以内

4. 施設提供の運営体制

(1) 貸館の受付時間

貸館の受付は午前 10 時から午後 9 時、にぎわいスタッフまたは事務室職員が対応します。2 名以上が常駐し問い合わせにも対応します。

(2) 利用打合せ

ホールの利用者が円滑に施設を利用できるように、舞台技術員とともに利用に関する打ち合わせや相談に対応し催事等がスムーズに開催されるよう支援します。

(3) 利用見学

急な見学対応にも随時職員が対応します。施設の特性を説明するとともに利用者の疑問等に対しても丁寧に対応しながら施設の申し込みへとつなげます。

5 施設の使命を達成するための取組 使命2

5. 舞台運営体制

(1) 舞台技術業務の委託

舞台、照明、音響の舞台技術業務については専門業者に委託します。

(2) 舞台技術員の配置

舞台設備操作経験年数 10 年以上の技術員を当該業務の統括責任者として配置し、安全管理を第一に考えながら業務にあたります。芸能ホール、小ホールともに貸館利用時には必ず舞台技術員 1 名を配置し、施設や設備の使用方法的説明にあたりるとともに利用者からの相談に丁寧に対応します。

(3) 舞台技術員の業務の範囲

公演開催時の舞台設備の操作に加え、舞台、音響、照明設備の日常点検や管理、相談や見学対応、避難誘導などの防災指導を担います。また貸館主催者が手配する技術スタッフに対して、立ち会いにより施設・設備の保全を行います。

【提案者が提案する指標】※現在値は令和 1 年度実績

定量指標①公演誘致数(現在値：4 公演 目標値：2 年目 5 公演/5 年目 10 公演)

定量指標②利用者施設見学(現在値：35 件 目標値：2 年目 10 件/5 年目 30 件)

【業務の基準で設定している指標】		現在値		目標値	
		令和 1 年度	2 年目	5 年目	5 年目
定量指標①：総来場者数		113,624 名	75,000 名	110,000 名	
定量指標②：貸館利用率 (芸能ホール、小ホール)	芸能ホール	71%	75%	80%	
	小ホール	58%	60%	70%	
定量指標③：体験型事業の ジャンル数及び実施回数	ジャンル数	4	4	4	
	実施回数	22	25	25	
定性指標①：利用者の状況についての現状把握			貸出室場の利用者にアンケートを実施している	対応が必要と判断される要望に対し迅速に行動できている	

【上記の取組を行う理由】

大衆芸能をはじめとした文化芸術活動を体験することは人々に充実感を与えます。その幸福感が地域の活気を生み出すことにもつながっていくと考えます。

上記のようなさまざまな切り口のプログラムを実施し、専門的なノウハウに基づく丁寧な対応によって施設を提供することにより、大衆芸能に自らトライする、日頃より研鑽を重ねる、研鑽の成果をホールで発表する、公演を運営して大衆芸能振興に参画するなど、多様なニーズを持つさまざまな市民の幅広い活動を支援します。さらには客席での鑑賞とは異なる切り口で大衆芸能を体験することにより、大衆芸能や日本文化に対する理解や興味と親近感を深めていただき、大衆芸能や演芸家を支えるファン層充実につなげます。

6 施設の使命を達成するための取組 使命3

【使命3】大衆芸能を担う人材を育む

若手演者の育成に取り組むとともに、子どもに向けた鑑賞の機会を設け、大衆芸能を後世に継承する。

【使命3を達成するための具体的な取組】

1. 若手演者の育成

(1) 登竜門シリーズ in のげシャール

主に落語、講談の階級で二ツ目に当たる演者の育成を行います。小ホール（のげシャール）で何度もチャレンジし、研鑽を積んで常に満席に近い集客を達成すれば、芸能ホールで定期公演ができるようになるといった、ステップアップの仕組みで彼らの成長を後押しします。真打昇進という目標がある二ツ目は、ステップアップを目指して著しい成長が見込まれる時期でもあります。出演の場所が限られており、お客様の前で実演する研鑽の場が求められています。横浜はかつて、寄席や芝居小屋が立ち並び、連日にぎやかな興行が行われており、若手演者を温かく応援する土壌があります。若い演者とともに若い顧客の拡大も促しながら、大衆芸能を次代に継承していきます。



浪曲公演 国本はる乃勉強会

横浜はかつて、寄席や芝居小屋が立ち並び、連日にぎやかな興行が行われており、若手演者を温かく応援する土壌があります。若い演者とともに若い顧客の拡大も促しながら、大衆芸能を次代に継承していきます。

〔工夫と特色〕

- ①アウトリーチ事業などにも出演を依頼し、ホールの観客とのやり取りだけでなく、市民や子どもたちと触れ合い、芸の幅を広げる機会を提供します。
- ②このシリーズで一人の演者に公演を行ってもらうのは年2回となります。もっと多くの公演を持ちたいという演者には、公演運営面でさまざまなサポートを行うことにより、演者自らの主催による公演開催を支援します。

(2) 横浜にぎわい寄席や独演会等での若手登用

横浜にぎわい寄席ではひと月に7人の二ツ目出演があり、有名演者の独演会においても成長がめざましい二ツ目の出演が盛り込まれるなど、年間を通して絶えず若手登用の機会が与えられています。また、寄席における前座修行の場、さらには落語両協会の前座交流の場としても若手演者育成に貢献します。

2. 子どもが大衆芸能を知り、学び、体験する機会を設け、感性、創造性を育む

(1) こども寄席

子どもでも分かりやすい落語と色物による公演を春休みと夏休みに開催します。落語のあらすじや色物の紹介文を載せたチラシも用意し、家族で楽しめる内容を目指します。また通常の「横浜にぎわい寄席」にも「こども料金」を設定しています。

(2) 寄席体験プログラム

小学生が芸能ホールで寄席演芸を体験するプログラムで、近隣の小学校から毎年1,500人～1,800人が参加しています。当館ならではの企画として好評を得ていますので継続して実施します。席に余裕がある場合は、保護者も入場できるように取り計らい、通常公演へのリピート来館につなげます。公益社団法人落語芸術協会との共催で文化庁の助成を受けて行います。



寄席体験プログラムの様子

(3) 学校単位の団体鑑賞誘致

「寄席体験プログラム」とは別に中学校や高校などの団体鑑賞を受け入れます。予算に応じて、寄席演芸の体験を盛り込んだ特別公演を催す場合もあります。事前打ち合わせを綿密に行い、学校側の要望を取り入れた公演内容とします。

(4) 学校プログラム

横浜市芸術文化教育プラットフォームに参加し、市内の小学校等を巡るアウトリーチ事業を行います。大衆芸能の専門施設として、学校と出演者の間のコーディネーターを務め、子どもたちに寄席演芸との触れ合いと体験の場を提供します。事前に学校を訪れて打ち合わせを行い、会場の確認とともに学校側の要望を取り入れた事業内容を組み立てます。

(5) 子どもを対象としたワークショップや講座

実際に体験することを通して、大衆芸能を身近に感じる機会や横浜にぎわい座に気軽に来場するきっかけを作るワークショップや、大衆芸能への知識を深める講座を開催します。



曲芸講座

(6) 日本の伝統文化への興味醸成

獅子舞や万歳といった祝い芸で、なつかしい日本のお正月を再現する公演「新春特選 ニッポンの芸！」に「こども料金」を設定し、文化遺産的な芸能を生で味わうことを通して、新年を寿ぐ日本の伝統文化への興味関心を高める機会とします。



新春特選 ニッポンの芸！

(7) ワンストップ窓口としての機能

学校からの連絡をいただいた場合、可能な限り、子どもたちの大衆芸能に関する疑問について随時お答えします。

6 施設の使命を達成するための取組 使命3

(8) 学生や生徒の受け入れ

アートマネジメント等を専攻する学生の研修の場として活用されるよう大学等に積極的に呼びかけます。落語をはじめとする大衆芸能は、全国どこの公共施設でも必ず取り扱うジャンルであるにも関わらず、その運営方法について専門的な研修を行える劇場は貴重な存在です。また市内中学等の職業体験教育の場として活用の希望があった場合も、積極的に受け入れます。

【提案者が提案する指標】

定量指標①：若手演者育成公演の平均入場者数(目標値：2年目 100名/5年目 110名)

定量指標②：横浜にぎわい寄席への学生、子ども入場者数(目標値：2年目 700名/5年目 800名)

【業務の基準で設定している指標】	目標値	
	2年目	5年目
定量指標①：若手演者育成事業の実施回数	180	200
定量指標②：子どもをターゲットとした事業数	30	35
定性指標①：子どもたちや学校の声	アンケート等に寄せられた感想等を通して子どもたちが大衆芸能に興味を持った様子を把握できている	学校から大衆芸能の体験やアウトリーチを望む声が横浜にぎわい座に寄せられている

【上記の取組を行う理由】

人材育成は年間を通して常にバックアップできる体制が必要と考えます。当館ではその体制維持に力を注いでいます。また、子どもたちには優れた芸能に接してもらうことが心身の育成の面から必要と考えます。「新春特選 ニッポンの芸！」では獅子舞や曲芸を水戸大神楽の柳貴家正楽社中をお願いしています。その理由は技芸研鑽の度合いがとても高いことにあります。十八番芸の一つである出刃皿の曲芸は口にくわえた金棒の先に出刃包丁をたて、さらにその上で大皿をまわすという日々の鍛錬がなければできないものです。祝福芸の万歳も各地に存在しますが、その中で尾張万歳保存会に出演をお願いしているのは単に民俗芸能としての保存だけを行っているのではなく、尾張万歳の本来の精神である時代の変化に対応しながら伝統を守るという姿勢が受け継がれているからです。子どもたちがこれらのすばらしい芸能を体験することで、日本の素晴らしさを知り、伝統を維持することの厳しさ、またその真摯な姿勢を感じるきっかけをつくります

7 施設の使命を達成するための取組 使命4

【使命4】地域のにぎわいを創出する

施設の役割と専門性をふまえ、地域の多様な団体等と連携し、にぎわいの創出と特色ある地域文化の発展に寄与する。

【使命4を達成するための具体的な取組】

1. 野毛地区の賑わいづくりへの寄与

横浜にぎわい座のある野毛地区は下町らしさと人情が残る土地柄で、かつて近隣には演芸場や芝居小屋が立ち並んでいました。横浜を代表する商店街であり、大衆芸能の拠点としても最もふさわしい場所です。これまで同様に「野毛地区街づくり会」や「野毛飲食業協同組合」と連携してイベント広報活動を行い野毛地区の賑わいづくりに貢献します。

(1) 野毛大道芸における連携

大道芸は屋外で行うから大道芸なのですが、屋内で演じる時は演出が異なり、新たな魅力が生まれます。当館のホールも「野毛大道芸」の会場として使用していただきます。



(2) 横浜にぎわい座利用促進委員会

野毛地区街づくり会傘下の「横浜にぎわい座利用促進委員会」と共催で野毛の賑わいづくりや街の振興に寄与する公演を開催します。

(3) インターネットを活用した野毛の紹介

当館ホームページから「野毛地区街づくり会」や「野毛飲食業協同組合」のホームページへも進めるようリンクします。またツイッターを使って「周辺情報」として野毛のイベントを紹介します。

(4) 施設エントランスや2階総合受付における野毛の紹介

野毛地区の飲食店を紹介した携帯用マップを施設エントランスや2階総合案内に常備し、野毛の街の観光案内役を担います。

(5) 横浜にぎわい座からの広報協力依頼

ポスターやチラシの掲出依頼、会議等での当館自主事業のご案内なども引き続き実施します。

(6) 野毛の飲食店を紹介する取り組み

味覚をテーマにした落語会を開いて終演後に野毛の飲食店を楽しんでいただく企画を作ります。

(7) 野毛まちなかキャンパスへの参加

「野毛まちなかキャンパス」講座実施。(使命3に詳述)

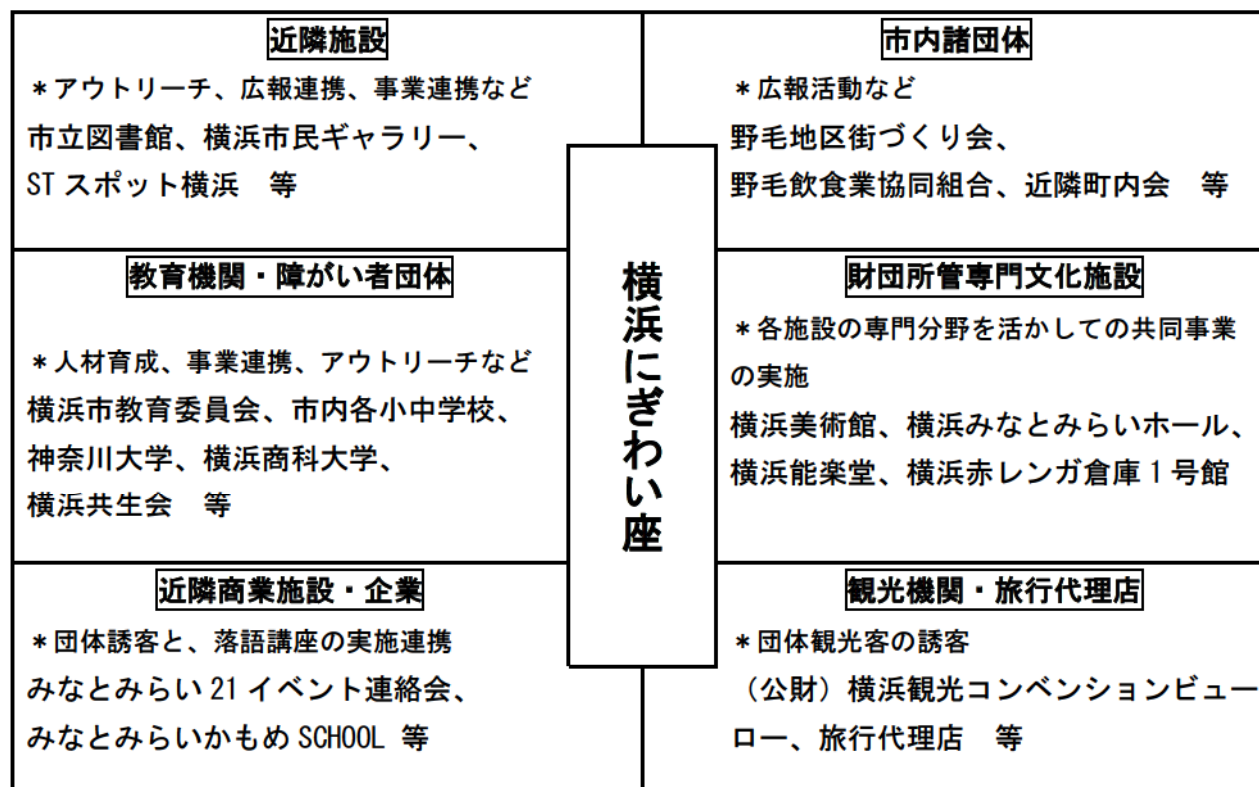
2. 他施設等との連携による賑わい創出

横浜臨海都心部に点在する近隣文化施設等と幅広く連携しながら、その相乗効果をもって地域の賑わいづくりに貢献します。旅行会社との協働による団体客誘致や、多くの就労者を擁するみなとみらい地区の企業に協力を得て実施する大衆芸能を通じた野毛来街者の誘致など、地域の賑わい創出と特色ある地域文化の発展に寄与するさまざまな取り組みを行います。

3. 都市戦略との連携

市の政策である文化芸術創造都市による魅力・賑わいの創出に寄与するべく、一朝一夕では生まれないオンリーワンの魅力を湛えた劇場として存在感を高めます。全国でも希少な公立演芸場である点や、開港期に隆盛を極めた劇場街・横浜を継承する歴史的位置付けを有する点など横浜にぎわい座の独自性を打ち出しながら、横浜都心臨海部の他施設との連携による面的な広がりをもって横浜の魅力を共に発信し、来街者を惹き付ける拠点のひとつとして横浜にぎわい座を機能させます。

都心部の専門文化施設の一つとして、横浜アーツフェスティバルに積極的に参画します。大衆芸能の範囲は幅広く、音楽、ダンス、アートパフォーマンスなども範疇に入ります。当館が参加することによりアーツフェスティバルの裾野が広がり、フェスティバルの賑わいと内容の充実に寄与することができます。アーツフェスティバルからの公演予算に応じて当館ならではの企画で参加し、フェスティバルを盛り上げます。



7 施設の使命を達成するための取組 使命4

4. にぎわいスタッフとの協働

開館以来、地域の方を中心に「にぎわいスタッフ」を雇用しています。1日3交代で1回あたりの勤務時間を4時間程度に抑え、出来るだけ多くの方を雇用しています。問合せ対応、施設貸出、自主事業実施補助等を担当し、当館の日々の運営にはなくてはならない存在です。第四期指定管理期間もこの制度を継続します。施設の改善につながる提案の募集や、にぎわいスタッフの声を生かした公演の企画などにも取り組みます。常に観客・利用者と接している経験から発想される有意義な意見を求めていきます。にぎわいスタッフを退職後も、横浜にぎわい座をサポートする市民として、大衆芸能の楽しさやそれを担う横浜にぎわい座の魅力を伝え、さらにはお客様の誘致まで行う強い味方となり大衆芸能を通じた地域の賑わいづくりを支えます。

【提案者が提案する指標】

定量指標①：自主事業公演への団体誘致数(目標値：2年目 50 団体／5年目 70 団体)

定量指標②：野毛共催事業数(利用促進委員会)(目標値：2年目 3 公演／5年目 5 公演)

【業務の基準で設定している指標】

目標値

2年目

5年目

定量指標①：地域の施設・団体と連携して実施した事業数

6

10

定性指標①：地域団体との意見交換等による現状把握

地域団体との共催事業に関わるミーティングに積極的に参加し地域団体の要望を的確に把握したうえでの連携ができています

地域団体のより幅広い各種会合に積極的に参加し横浜にぎわい座に対する地域のさまざまな期待を把握できている

【上記の取組を行う理由】

地域の中核劇場として存続するためには地域との共存共栄が大切と考えます。

横浜にぎわい座の設立経緯に鑑み、野毛地域の賑わい創出への貢献を最重要課題と位置付けて上記の諸策に取り組みます。野毛地域の諸団体と連携し、地域の期待にしっかりと応えられるよう努めながら、地域と共に歩みます。

8 施設の使命を達成するための取組 使命5

【使命5】大衆芸能を切り口としてあらゆる人を受け入れる

市内唯一の大衆芸能の拠点として、子どもや高齢者、障害者、外国人など、性別や経済事情、社会的背景にかかわらずあらゆる人たちを受け入れ、親しまれる施設となる。

【使命5を達成するための具体的な取組】

1. 視覚障がい者、聴覚障がい者の鑑賞体制充実へ向けてのステップアップ

視覚や聴覚に障がいのある方も健常者と一緒に演芸を楽しめる環境づくりを目指して、準備と受け入れ態勢の構築を行います。

〔想定される課題〕

- ・ 介助者がいない場合のサポートのための人手と研修
- ・ 受付での筆談対応
- ・ 舞台上での字幕表示
- ・ 手話通訳（上演中の内容説明及び場内アナウンスやサポート）
- ・ 点字入りチケット及び点字チラシ、点字プログラム

これらの課題について、「バリアフリー能」を行っている横浜能楽堂や「盲特別支援学校オルガン体験ワークショップ」を行っているみなとみらいホールに助言を求めるとともに、各種団体を訪ねてヒアリングをし、来場者が心地よく鑑賞できる実現可能な内容及び、1回の公演の受け入れ人員などを決めて準備を進め、バリアフリー公演の実現を目指します。

公演内容としては、視覚障がい者と聴覚障がい者で別メニューを設けるとともに、大衆芸能の魅力を伝えるもので、初心者でも理解できるものを想定しています。そのためにはニーズを見極めることが大切で要望に合わせた内容で企画制作を実施します。

2. あらゆる人を受け入れる態勢づくり

大衆芸能は、その楽しくて親しみやすい多彩な内容によって、幅広い方々に受け入れていただきやすいジャンルです。子どもや高齢者、障がい者、外国人など、性別や経済事情、社会的背景にかかわらずあらゆる人たちが、大衆芸能に接することをとおして人生をより豊かなものとしていただけるよう諸策を講じます。

(1) 子どもが大衆芸能に接する機会をつくる

これまで取り組んできた寄席体験プログラムや学校プログラム、こども寄席などのさまざまな事業を通じて、開館以来、数多くの子どもたちに、大衆芸能を楽しむ機会を提供してきました。開館当初の子どもたちは既に社会人となり、中には野毛

地域出身者が芸人として横浜にぎわい座の舞台に立つ循環も生まれはじめています。今後も子どもが来館しやすい仕組みづくりや大衆芸能のアウトリーチなどを通して、子どもの創造力や感性を養い、文化的な伝統を知り尊重する心を育てるとともに、将来の大衆芸能ファンを増やし大衆芸能の未来を支えます。(使命 3 に詳述)



寄席体験プログラムの様子

(2) 高齢者が鑑賞しやすい施設運営

さまざまな大衆芸能の中で比較的高齢者の支持層が厚い演者演目の自主事業にもしっかりと取り組みます。自主事業の入場料を比較的購入しやすい価格帯に抑えるとともに、公演によってシニア割引等も設定します。インターネット寄りに広報手法が移行する昨今ですが紙チラシも必ず作成するなど、インターネットを使用されないお客様にも配慮します。補聴器の活用や入場導線の安全管理にも留意しつつ、高齢のお客様にも気持ちよく大衆芸能をお楽しみいただける施設運営を行います。

(3) 障がいのある方にも利用しやすい環境づくり

すべての方に大衆芸能を楽しむ機会を提供することを公共演芸場である横浜にぎわい座の重要な責務のひとつと捉えて諸策を推進します。車いす席、貸出車いす、障がい者への駐車スペース、適正数設置された多目的トイレ、補聴システムなど、諸施設・設備を適正に稼働させつつ、横浜にぎわい座職員の対応によって障がいをお持ちの方の施設利用や公演鑑賞をサポートします。職員による対応にあたっては日頃の OJT や定期的な研修を行う他、職員のサービス介助士の資格取得を推奨し有資格者を現場に配置します。自主事業においては、盲導犬など補助犬の同伴受け入れ、障がい者および同伴者 1 名の割引料金を設定します。(様式 23 に詳述)



サービス介助士資格を持つ職員による研修

(4) 外国人に向けた取り組み

話芸を主体とした大衆芸能は観客の反応の様子等に応じて即興的に内容が変容するため字幕には馴染まない点が、外国人のお客様に大衆芸能をお楽しみいただくうえで課題のひとつとなります。言葉が通じなくても視覚的に楽しみいただける曲芸やマジック、外国語に堪能な演者による落語など、ニーズに合わせた実施の可能性を検討します。

8 施設の使命を達成するための取組 使命5**【提案者が提案する指標】**

定量指標①：横浜にぎわい寄席へのシニア入場者数(目標値：2年目 2000名/5年目 3000名)

定量指標②：横浜にぎわい寄席の障がい者料金利用数(目標値：2年目 300名/5年目 700名)

定性指標③：バリアフリー設備の維持管理(目標値：2年目～5年目 機能の適正な維持)

【業務の基準で設定している指標】**目標値****2年目****5年目**

定量指標①：社会包摂の実現を目指す事業数

110

120

※子どもや高齢者、障がい者などあらゆる人たちを受け入れる事業

定性指標①：バリアフリーの視点からの来館者の声（アンケート調査、インタビュー調査）

障がい者団体へのインタビュー調査を実施している

障がい者団体へのインタビュー調査を実施している

【上記の取組を行う理由】

障がいのある方に大衆芸能の魅力に触れていただくためには整った環境で鑑賞していただくことが必要不可欠と考えます。そのため、当館への受け入れ態勢の充実が最重要課題と受け止めています。

横浜にぎわい座はこれまでも、楽しく親しみやすい大衆芸能の特徴を活かし、子ども対象事業、障がい者の受け入れや福祉施設へのアウトリーチ、高齢者にも優しい運営などに積極的に取り組んできました。

平成30年に横浜がSDGs未来都市に選定されたことを受け、文化施設に期待させる役割がますます高まる中、SDGs未来都市・横浜のビジョンである「未来をつくる多様な人づくり」や「超高齢化社会への挑戦」への貢献も念頭に上記の諸策を実行します。

9 施設の使命を達成するための取組 使命6

【使命6】持続可能性を高める施設運営を行う

法令等に則った施設の保守・点検や日常的な予防的修繕などの維持管理を行い、安全で快適な施設を維持する。また、効率的な経費の執行や収入増の取組等により、安定的な施設運営を行う。

【使命6を達成するための具体的な取組】

1. 安全で快適な施設を維持するための管理・運営

(1) 施設の維持管理について

中長期的な視点で総合的な施設の維持管理を行います。「指定管理者業務の基準」ならびに「同別添資料」に記載された保守管理業務ならびに環境維持管理業務を着実に遺漏なく実施します。実施にあたっては年間業務委託によって施設に常駐する建物管理会社や舞台技術会社の技術員と連携し、施設の利用状況にあわせながら適切に対応します。

① 日常点検業務・定期点検業務について

日常点検は委託会社の技術員が利用状況にあわせながら効率よく実施するとともに、財団職員も日常業務の中で施設や設備の状態を注意深く観察し、不具合箇所等の情報を集約します。毎月2日間程度保守点検のための施設点検日を設けて通年で計画的に設備点検を行います。専門的な点検にあたっては建物管理会社を基点に各専門業者に委託し、耐用年数や不具合箇所など設備の状況を把握します。

② 修繕等について

点検を通して発見された不具合箇所は軽微な事案については迅速に対応し、施設利用者の快適な環境を維持します。多額の費用や期間を必要とする修繕箇所や、耐用年数等により対応が必要とされる事案については横浜市所管課に報告し、指定管理者の対応事案については、安全を第一としながら優先順位をつけて計画的に実施します。横浜市が実施する修繕案件等に対しては、施設の利用状況を踏まえながら工事等が円滑に進むよう協力します。

③ 清掃業務について

清掃業務にあたっては施設の利用状況等について建物管理会社と緊密に連携を取りながら、利用者がいつでも快適に施設を利用できるよう実施します。感染症対策下においては消毒や換気にも配慮しながら業務にあたります。

(2) 安全で快適な施設を提供するための運営について

劇場の持続性を高めるためには、施設の安全性や快適性を保つことにより、たくさんのお客様が公演鑑賞や施設利用のため訪れる状況を維持することが不可欠です。私ども財団では、これまで永年にわたる数多くの文化施設運営経験から得られたノウハウに基づき来館者に安全性や快適性を提供します。

①安全管理・危機管理について

安全管理・危機管理（詳細後述）は劇場運営における最優先事項です。火災や地震などの緊急時はもちろん、劇場に日常的に潜む危険をも、安全運営によって取り除きます。その他、長期化が懸念される感染症対策、個人情報適正管理やコンプライアンス遵守の取り組みも利用者の安全に関わる事案として取り組みます。

②丁寧で明るい利用者対応

大衆芸能の専門館に相応しい明るく丁寧な利用者対応を行います。公演チケットの購入時や施設利用の申込時には、さまざまなご質問に丁寧にお答えし、利用者がスムーズに施設を利用できるようホスピタリティマインドをもってサポートします。ホール貸出利用時には、施設特性の案内や大衆芸能公演運営のノウハウ提供により、準備段階から当日まで、公演が円滑に開催できるよう支援します。

③バリアフリーの取り組み

だれもが気軽に大衆芸能を楽しめる演芸場としてお客様をお迎えします。お客様案内の担当者研修や、職員のサービス介助士資格取得推進などに取り組み、多目的トイレ、車椅子席(芸能ホール)、補聴器誘導システム等の設備も活用しながら、職員のサービス対応とあわせてバリアフリーを推進する運営を行います。

④お客様の声の反映

自主事業で実施する来場者アンケート、2階総合受付の近くに設置されたご意見箱、電話やメール等で寄せられる、さまざまなご要望やご意見に真摯に向き合い、内部で情報を共有するとともに対応策を検討し、必要と判断される事案に迅速に対応します。また来たくなる・また利用したくなる横浜にぎわい座であり続けられるよう、顧客満足度が維持向上される運営を行います。

2. より安定的な施設収支構造への取り組み

(1) 施設全体の収支構造の改善

第三期指定管理期間における横浜にぎわい座は、年間約 250 公演の自主事業の収益により、施設運営や維持管理の必要経費も含めた施設収支構造において、より自立性の高い経営を行ってきました。一方、公共劇場である横浜にぎわい座に対しては、大衆芸能を活用した社会包摂事業や次世代育成の推進など、公共的使命に寄与する取り組みに向けた期待がますます高まっています。これらの事業を実施するにはさらなる財源が必要です。そのため第四期指定管理期間では、第一にこれまでの運営ノウハウに基づく徹底的な業務改善と維持管理経費の削減を進めます。そして経費効率化で生み出した資金を上記のような、より公益性の高い事業実施に活用します。結果として「収益性の高い自主事業で得た資金をより公益性の高い事業に活用する」という横浜にぎわい座ならではの収支構造を確立します。さらにこの収支構造は、公益性の高い事業の安定的開催にとどまらず、施設の運営や維持管理の継続において自主財源収入の増減の影響を受けづらいという点においても安定的な施設運営につながります。

(2) その他の収入増の取り組み

入場料収入や利用料金収入以外の収入手段を確保することにより、より安定した施設運営を行います。公益性の高い事業においては各種助成制度への積極的な申請により助成金の獲得をはかります。施設の利用促進においては共催事業の誘致等により、利用料金に限定しない収入増に取り組みます。

3. PDCA と業務改善

指定管理者業務の基準に定められた「政策協働型指定管理による PDCA の推進」に沿って、指定管理者として PDCA と業務改善に取り組みます。各年度の業務計画に沿って着実に業務執行管理するとともに、横浜市による各月のモニタリングへの対応、モニタリングにおける指摘事項の改善、各年度の業務報告や自己評価の提出、自己評価と目標未達事項に関する検証と改善、行政評価や第三者評価における指摘事項の業務への反映などに取り組みます。またさまざまな形で寄せられるお客様からのご意見を集約検証し、必要と判断されるものを迅速に業務に反映させます。

4. 安全管理・危機管理について

(1) 防火防災について

甲種防火管理者を配置し緊急対応体制を明確に構成するとともに、野毛町三丁目北地区ビル全体の防火防災においても管理組合の一員として役割を担います。火災や地震を想定した危機管理マニュアルを整備し事務室の分かりやすい場所に掲示するとともに、公演開催時を想定した避難誘導訓練を各年 2 回以上実施します。防災訓練の実施に際しては、災害時の動きを繰り返し練習したり、台本を使用せず即応能力や判断能力を高める訓練を行う等により、緊急時の対応能力を向上させます。感染症対策についても新型コロナウイルスに限定せず、さまざまな状況を想定した対応方法を事前に確認しマニュアルの作成等により万々に備えます。災害時のための食料品や簡易トイレの備蓄等も含め、横浜市と連携しその方針に則りながら大規模災害発生に備えます。

(2) 安定した公演の運営

突然公演が開催できなくなることは、劇場にとって大きなリスクです。危機管理の一環として、安定した公演の運営に尽力します。大規模な災害はもとより、感染症にともなうガイドラインの発出時や、悪天候に伴う交通機関の停止等においては、出演者・関係者と緊密に情報交換し、公演継続の可否を入念に検討しながら迅速に情報を発信し、できうる限り混乱を回避もしくは緩和します。たとえば荒天予報時には直ちに出演者の所在を確認し、必要な場合は早めに横浜入りを調整するなど、公演を円滑に運営するためのさまざまな予防措置をとります。

9 施設の使命を達成するための取組 使命6

(3) 日常的な安全管理

人の集まる劇場空間では日常的な安全管理が大切です。たとえば高齢者や子どもの転倒は思わぬ怪我に結び付きます。導線に転倒を誘発するものがないか、お客様の入場列の位置は適切か、雨の日に床が濡れている個所が無い等には細心の注意をはらいます。また、万一けが人や病人が発生した場合の救護や対応についても状況確認から必要に応じた救急要請まで迅速かつスムーズに対応します。AEDの整備と使用方法の研修も継続します。警備業務については建物管理会社に委託するとともに、事務室のモニターでも館内の状況に常に注意を払い、盗難防止や不審者対応などの安全管理を行います。

【提案者が提案する指標】

定量指標①: 来館者アンケートの施設快適性評価(5点満点)(目標値: 2年目 4.2/5年目 4.4)

定量指標②: 避難誘導訓練実施(目標値: 2年目 2回/5年目 2回)

【業務の基準で設定している指標】

目標値

数値が記載してある項目は、業務の基準で設定した数値のため変更しないでください

	2年目	5年目
定量指標①: 施設の管理瑕疵に起因する事故件数	0件	0件
定量指標②: 法定点検等の実施	100%	100%
定量指標③: 修繕予算の執行率	90%	90%
定性指標①: 施設の使いやすさや快適さについてのヒアリング	施設利用者へのアンケート回収時に利用者の協力を得られる場合はヒアリングを行っている	施設利用者へのヒアリングで得られた要望のうち必要と判断される案件に対し迅速に対応できている
定性指標②: 管理運営費推移の要因分析	年度ごとの仮決算で、予算と差異が生じた管理運営費すべてについて要因分析と善後策検討を行っている。	第四期指定管理期間の管理運営費の推移の中で変動のある科目について要因を分析し改善案を策定する。

【上記の取組を行う理由】

劇場を安定して持続させるためには、たくさんのお客様が施設に集まる状況が必要です。多くの方が集まる劇場は、より魅力的な公演がより多く開催される好循環を生み出し、一朝一夕では生まれないオンリーワンの魅力を湛えた劇場となって横浜にお客様を呼びこむスポットのひとつとなって輝きます。そのためには公演の企画制作に経費を投下し、より魅力的な演目を継続的に生み出す財務構造が必要不可欠です。

さらに、お客様を呼び込むためには安全性や快適性は欠かせません。日常的な取り組みはもちろんのこと、万一ひとたび施設起因の事故が発生すれば直接的な被害に留まらず、劇場の存続に影響しかねない致命的なダメージを被ります。本項目に記載した取り組みは、いずれも使命6達成に不可欠です。

10 施設の使命を達成するための取組 使命7

【使命7】新型コロナウイルス感染症の影響を想定し、施設運営を継続する

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合には、徹底した感染防止対策の下で、安全に自主事業及び貸館業務を実施し、市民の文化活動の基盤として施設運営を継続する。

【使命7を達成するための具体的な取組】**1. 自主事業**

第四期指定管理期間はまず観客の安全、安心を第一とした施設運営を心掛けることが肝要と考えます。コロナ禍において人々は生の舞台の価値や魅力を再認識したと感じます。しかし、未曾有の感染症への不安から落ち込んだ客足は一機に改善できるものではありません。お客様からの信用を崩すことなく、地道に活動を続けていくことによって従来の収支バランスに戻すことが可能になります。そのためには、常に社会の変化に敏感になり、それに抗うことなく、柔軟に対応をしていくことが必要と考えます。事業規模は当初は抑え気味となりますが、客足の回復を見ながら従前のような事業規模に戻していく所存です。

(1) 自主事業の組み方

- ①令和4年度は事業規模を抑え気味に組みますが、客足の回復を見ながら従前のような事業規模に戻していきます。
- ②感染症の影響が長期化した場合は状況の変化に柔軟に対応した公演を開催します。
- ③生の舞台を維持し、その価値や魅力を発信することで、劇場に対する市民の期待に応えます。
- ④生の演芸を継続する使命を共にするパートナーである出演者に対しては長年蓄積してきた信頼関係を大切にしながら協力を仰ぐとともに、出演者の活動の場を維持継続することにも尽力します。
- ⑤当館の主催公演の魅力はマスコミ関係者にも認知されており、公演を映像収録してオンライン配信等の商品化の動きも起きております。その際、公演の企画制作料や収録料を徴収し、当館の収入とします。(様式22に詳述)

(2) 感染症の影響が長期化した場合の感染防止対策の徹底について

- ①対策に万全を期すことでお客様の不安を取り除きます。安全に大衆芸能をお楽しみいただくことを第一に考えた事業運営を行います。
- ②感染症の状況に応じてお客様にとって安心感の高い市松模様の座席割で公演を開催します。
- ③感染症の状況の変化による施設の対応内容を迅速かつ明確に情報発信します。
- ④来場者の体温計測を実施し、手指消毒やマスク着用ルールを徹底します。
- ⑤お客様同士の安心感向上のためにもお客様ご自身にもマスク着用ルールをお守りいただくよう徹底します。
- ⑥非接触体温計、手指消毒薬、予備のマスク(有料)を十分に常備します。

- ⑦来場列の解消に努めお客様の密の防止に取り組みます。
- ⑧出演者との面会や差し入れの自粛を呼びかけます。
- ⑨感染症が収束するまでは、感染リスクが高いとされる飲食は水分補給を除きお控えいただきます。施設内の特定の場所に飲食可能な場所を設けます。
- ⑩出演者やスタッフも入館時に体温計測を行い手指消毒やマスク着用(出演時を除く)などの健康管理を徹底します
- ⑪お客様対応のスタッフはマスクの他に必要に応じてビニール手袋、フェイスシールドなどを着用します。ユニフォームを着用し頻度の高い洗濯を行います。
- ⑫お客様の感染症対策に必要な職員を必要箇所に配置します。
- ⑬チケット購入者の連絡先を把握し万一の場合の情報提供に備えます。
- ⑭公演当日やその前後にお客様、出演者、スタッフから感染の情報が確認された場合の対応方法や連絡先を事前に把握しスタッフに周知します。
- ⑮公演中止等払い戻しが必要となった際の対応方法を事前に準備し、実施する際は迅速かつ正確な処理を行います
- ⑯他の演芸場や近隣文化施設と情報交換により対応方法を向上させます。
- ⑰横浜市のガイドラインを遵守しながら事業を運営します。



芸能ホール入場口の感染症対策

2. 施設運営

感染症の影響が長期化した場合は、主催公演に限らず、ホールや練習室・制作室の利用者、2階総合受付への来館者や2階展示コーナーの観覧者など、すべての来館者の安全、安心を第一とした施設運営を心がけます。すべての入館経路を想定し、また貸出室場については利用者にも協力を求めながら、感染防止対策を行います。貸出室場の利用者には利用後に手の触れた場所や使用備品の消毒を依頼するとともに、施設側の清掃においても消毒作業を取り入れます。特に芸能ホールや小ホールを利用して公演を開催する主催者に対しては、感染症の状況に基づく行政からの要請やそれを受けた施設の対応について、迅速かつきめ細かく情報提供し、利用者の不安をできるだけ軽減しながら公演開催に向けたサポートを行います。

- ①施設の感染防止対策についてホームページや利用者へのチラシ提供、施設における張り紙などにより周知徹底します。
- ②来館者のさまざまな入退館経路や行動を想定し徹底した感染防止対策を行います。
- ③エントランスロビー、2階受付、楽屋口など館内各所に手指消毒薬を設置します。
- ④2階受付入口と楽屋口に加え、公演開催時は芸能ホールと小ホールの入口にも体温計測機を設置します。
- ⑤貸出室場の利用者とは、ガイドラインの遵守をはじめとする感染症対策に関して、事前に認識共有を行います。
- ⑥貸出室場の利用者には、参加者の健康管理、利用人数の遵守、使用備品の消毒、

その他ガイドラインの遵守に関する協力を要請しその実施状況を確認します。

⑦2階の特定箇所にガイドラインを満たす飲食可能場所を設置し、その他の場所は水分補給以外の飲食を禁止とします。(貸出室場におけるガイドラインの条件を満たす利用を除く)

⑧施設利用者に対し施設利用条件や必要とされる感染防止対策の情報を迅速に提供するとともに、利用者とはよくコミュニケーションを取り、公演の開催に向けた具体的方法の相談に応じるなど、公演の実現に向けてともに歩みサポートします。

⑨感染症に起因する利用キャンセルに伴う利用料金の返還が必要とされる場合においてはそのルールを利用者に的確に通知し迅速に対応します。

⑩万が一が来館者や関係者の感染に関する情報を得た場合は、該当者もしくはその関係者から逐次情報の提供を受けつつ関係官庁と連携しながら感染拡大防止策を講じます。

⑪感染防止対策に係る情報管理、特に個人情報の管理には細心の注意を払います。



2階総合受付入口の感染症対策

3. 収支見込の考え方

これまでの横浜にぎわい座は、自主事業の収益を基盤とした自立性の高い経営を行ってきましたが、それゆえに感染症による自主事業収入の大幅な減少が施設収支に与えた影響は、財団所管の他施設と比較しても大きなものとなりました。

使命6に詳述した施設収支構造の改善については、より公益性の高い事業に取り組む方策として感染症問題が発生する以前より検討を進めていましたが、第四期指定管理提案書の作成にあたって、その実現は、感染症の影響等による自主財源の増減に左右されにくいという点においても施設運営の継続をより確実にするものと考えます。

なお令和4年度段階では感染症の影響がある程度残ると想定した収支計画とします。安全管理や感染予防対策を最優先としながらも、これまでの運営ノウハウを基に管理経費の効率化を進めます。感染症の影響がある程度収まり自主事業の収益率が回復傾向となる時期には、その事業収益を、社会包摂をテーマとした新たな取り組み(使命5に詳述)などの、公益性の高い事業の実施に活用します。

4. 上記の取り組みを行う理由について

感染症の影響が長期化している状況下において施設の運営を継続するためには、お客様に安心感を提供してご来館いただくことと、入場料収入や利用料金収入が回復しない状況でも収支均衡が可能な収支構造をつくること肝要です。前者については、横浜市のガイドラインや業界団体の定める諸ガイドライン(演芸場における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等)に準拠しながら上記の感染防止諸策を徹底することこそ有効と考えます。後者は収入減が前提となりますので、経費節減を基本としながら取り組みます。

11 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や減免等の運用方法の考え

・料金設定

【利用料金の設定】

(単位：円)

種別	区分	午前		午後		夜間		一日		1日(上限額)	
		平日	土日、休日	平日	土日、休日	平日	土日、休日	平日	土日、休日	平日	土日、休日
芸能ホール	1,000円を超える入場料等を徴収する場合	38,400	48,000	67,200	84,000	105,600	132,000	192,000	240,000	192,000	240,000
	1,000円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	25,600	32,000	44,800	56,000	70,400	88,000	128,000	160,000	128,000	160,000
楽屋	芸能ホール3階楽屋	1,400	1,700	2,500	3,000	4,000	4,700	7,200	8,600	7,200	8,600
	芸能ホール4階楽屋	2,200	2,600	3,800	4,500	6,000	7,100	10,800	12,900	10,800	12,900
小ホール	1,000円を超える入場料等を徴収する場合	11,500	14,400	14,400	11,500	14,400	18,000	14,400	18,000	57,600	72,000
	1,000円以下の入場料等を徴収する場合及び入場料等を徴収しない場合	7,700	9,600	9,600	7,700	9,600	12,000	9,600	12,000	38,400	48,000
楽屋	地下2階小ホール楽屋	1,400	1,700	1,700	1,400	1,700	2,200	1,800	2,200	7,200	8,600
	練習室	1,300	1,600	1,600	1,300	1,600	2,000	1,600	2,000	6,400	8,000
	制作室	900	1,100	1,100	900	1,100	1,400	1,100	1,400	4,500	5,600

11 利用料金の考え方と具体的な料金設定、支払方法や割引料金・減免等の運用方法の考え

1. 料金設定の方針

- ①利用区分は、各室場の一般的な利用内容に合った区分とします。公演が行われる芸能ホールは1日3区分、リハーサルにも利用される小ホールは1日5区分、練習室と制作室も短時間利用に対応するため1日5区分とします。
- ②1日を通しての利用料金は条例に定められた上限額と同額とします。
- ③各区分の料金は、その区分の時間数によりますが、比較的利用の少ない午前、午後の区分の料金は、夜間の料金よりも安価に設定し、利用促進を図ります。
- ④利用区分の前後に延長料金（1時間単位）を組み合わせることで、利用者にとって利便性の高い料金算定を可能とします。
- ⑤条例に基づき芸能ホールまたは小ホールを準備またはリハーサルで使用する場合は50%の割引料金を適用します。

2. 支払方法

- ①利用料金は前納、附帯設備利用料は当日に、一括でお支払いいただきます。
- ②受付窓口での現金支払いもしくは銀行振込にて受け付けます。

3. 減免等について（条例および条例施行規則に準拠）

- ①横浜市が共催する大衆芸能の公演、講座等のために使用する場合
＝利用料金の5割相当額を減免
- ②指定管理者が共催する行事のために使用する場合
＝利用料金の全額を減免可能
- ③野毛地区街づくり会傘下の横浜にぎわい座利用促進委員会と協議のうえ、野毛地区の振興に寄与する行事のために使用する場合（共催事業）
＝利用料金の全額を減免
例：野毛大道芸、敬老会、野毛カラオケ大会など野毛地区街づくり会の公式行事

4. 各年度の利用率目標と利用料金収入目標試算について

令和4年度4月の芸能ホール申込受付は感染症の影響が残る令和3年4月に始まります。令和4年度の利用率や利用料金収入については感染症の影響は避けられません。また、公演開催に関する利用者の安心感回復には期間を要すると推測されるため令和4年度、令和5年度の回復期を経て、令和6年度には第三期指定管理期間の実績値程度に回復する目標を設定します。

	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	H30実績
芸能ホール	70%	75%	80%	80%	80%	80%
小ホール	55%	60%	65%	70%	70%	63%
利用料金収入	1,600万円	1,750万円	1,900万円	2,000万円	2,000万円	1,905万円

12 指定管理料のみに依存しない収入構造、経費削減等効率的運営の努力**1. 自主事業収入について**

自主事業で得た財源に基づく自立性の高い経営は横浜にぎわい座の大きな強みです。感染症の影響がある程度収束する時期には、魅力的な演目を用意して数多くのお客様をお迎えし、自主事業の収益率を向上させます。インターネットを活用した効果的な広報活動、新規鑑賞者や団体鑑賞者に向けたチケット販売促進などにも積極的に取り組み自主事業収入増をはかります。

さらにその収益をより公益性の高い事業に投下することにより、指定管理料に依存することなく自主財源を公共的な使命達成のために活用する横浜にぎわい座ならではの財務構造を確立します。(使命6に詳述)

2. 利用料金収入について

感染症の影響で施設の利用も大幅に減少しています。特に公演開催利用は、中止や延期のリスクが収まるまでは、従前の状況までなかなか戻りづらいと推測されます。そのような状況下の対策のひとつとして、共催事業の誘致に積極的に取り組みます。プロの演芸家や主催団体に声をかけ、横浜にぎわい座が共催に入りさまざまな協力を行う中で、より安心感を持って公演を開催いただけるような環境づくりを推進します。公演の開催形態に幅を持たせ、利用料金に限定しない収入増に取り組みます。

3. その他の収入について**(1) 助成金について**

これまでの横浜にぎわい座自主事業は、入場料収入で収支バランスを取る公演を主としており、助成金の採択が期待できる収支構造のものが極めて少ない状況でした。第四期指定管理期間においては、入場料収入以外に開催資金を必要とする社会包摂をテーマとした新たな取り組みや、公益性が高い一方で感染症の影響により収支がマイナス傾向にある定例事業などについて、積極的に助成制度を活用し財源確保に努めます。また助成金採択を得ることによる自主事業の對外発信や、横浜にぎわい座の存在感向上を、あわせてねらいます。

(2) 自主事業の収録料

各種放送局や制作・配信会社等に自主事業の舞台収録ならびに放送・配信・制作物発行を許諾し、その公演の企画制作料や収録料、使用料などを收受します。感染症対策を契機に高まっている配信需要に応えるとともに、横浜にぎわい座に来られないお客様に大衆芸能をお楽しみいただくきっかけとなる点にも期待できる取り組みです。

(3) チケット受託販売

貸館公演のチケット受託販売およびチケット作成等を行い、販売手数料や作成料を收受します。横浜にぎわい座のブランドを活用してチケット販売を向上させたい利用者の期待に応え、公演の開催を支援するとともに、施設のリピーター獲得や利用促進につなげます。

(4) その他

施設利用者が開催する公演の、受付まわりのスムーズな対応に、横浜にぎわい座のノウハウを提供します。主催者の希望を事前に確認しながら、にぎわいスタッフを配置し、チケットテイク、ホワイエでの誘導、客席案内などを担います。横浜にぎわい座を良く知るスタッフにより高品質のサービスを提供し、相応の対応費用や人件費を収受します。

(5) 2階受付でのお土産販売

公演鑑賞の思い出をつくり、来館満足度を高めるため、2階受付でお土産販売を行います。手ぬぐいなどのオリジナル商品の開発販売や、横浜にぎわい座の雰囲気フィットする商品の仕入販売を実施します。また本提案書作成段階では感染症の影響で一時休店している野毛茶屋も、感染症収束の暁には再開店し、野毛飲食業協同組合と連携しながらさまざまな物販を行います。



4. 経費削減等効率的運営の努力

質の高い市民サービスを維持した上で、人件費に対するコスト意識を再徹底しながら、にぎわいスタッフ配置の効率化を行います。具体的には長年にわたる経験に基づく業務の簡略化や効率化に加え、時間帯による来館者数の濃淡に合わせた柔軟な人員配置をさらに推進します。

舞台技術会社や建物管理会社の常駐スタッフも例外なく精査します。感染症対策期における臨時閉館期間や自宅勤務奨励期間の経験も活かしながら技術員の配置を再度精査し、それに伴う効率化と経費削減を行います。

舞台技術員がこれまで行っていた一部の業務については、歴史の古い演芸場では本来前座が担っている役割もあるため、それら一部の業務を落語会等において出演者側に常駐する「前座」に委ねます。この考え方により、舞台技術員の配置削減と若手芸人(前座)育成を併せて推進します。

自主事業のチラシについては、紙の情報発信は一定数残しつつも、感染症拡大期を経てインターネットへ移行する傾向がみられる公演情報発信の潮流に沿って印刷部数の削減を進めます。結果として印刷費のみならず、配布に要する郵送費、人件費、余剰チラシの廃棄料などの経費削減にもつなげます。

4(3) 5年間の収支及び収支バランス (横浜市芸能センター(横浜にぎわい座))

収入の部

(税込、単位：円)

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	説明
指定管理料	213,940,000	213,940,000	213,940,000	213,940,000	213,940,000	横浜市より
利用料金収入	16,000,000	17,500,000	19,000,000	20,000,000	20,000,000	令和5年度までは感染症の影響を想定
自主事業収入	110,000,000	125,000,000	139,000,000	139,000,000	140,000,000	令和5年度までは感染症の影響を想定
雑入	720,000	720,000	720,000	720,000	720,000	
印刷代	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	チケット印刷代行など
自動販売機手数料	300,000	300,000	300,000	300,000	300,000	自動販売機設置にかかる手数料
駐車場利用料収入	0	0	0	0	0	
その他(事業負担金等)	400,000	400,000	400,000	400,000	400,000	広告料収入等
収入合計	340,660,000	357,160,000	372,660,000	373,660,000	374,660,000	

支出の部

科目	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	説明
人件費	90,905,000	92,108,000	93,320,000	94,043,000	94,769,000	職員9 臨時雇用職員32(事務室1、表方1、にぎわいスタッフ30)
給与・賞金	75,233,000	76,140,000	77,156,000	77,776,000	78,404,000	定期昇給分を含む
社会保険料	9,009,000	9,105,000	9,201,000	9,304,000	9,402,000	昇給に伴う社会保険料の増を含む
通勤手当	3,798,000	3,998,000	4,098,000	4,098,000	4,098,000	
健康診断費	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	
勤労者福祉共済掛金	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	
退職給付引当金繰入額	2,739,000	2,739,000	2,739,000	2,739,000	2,739,000	
事務費	6,899,000	7,066,000	7,074,000	7,061,000	6,995,000	
旅費	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	事務連絡、外部打ち合わせ、取材対応等
消耗品費	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	1,100,000	施設運営にかかる消耗品類、用紙、文具等
会議ठी費	0	0	0	0	0	
印刷製本費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	封筒の増刷等
通信費	950,000	950,000	950,000	950,000	950,000	郵送料、電話料、インターネット関連費用
使用料及び賃借料	282,000	282,000	282,000	282,000	282,000	
横浜市への支払分	162,000	162,000	162,000	162,000	162,000	目的外使用料
その他	120,000	120,000	120,000	120,000	120,000	放送受信料、ソフトライセンス料等
備品購入費	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	舞台備品等
図書購入費	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	参考図書
施設賠償責任保険	54,000	54,000	54,000	54,000	54,000	
職員等研修費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	サービス介助士等資格取得費含む
振込手数料	90,000	90,000	90,000	90,000	90,000	
リース料	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	3,100,000	コピー機、PC等
手数料	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	産業廃棄物処理費用等
施設広報費	200,000	300,000	300,000	300,000	300,000	観光パンフレットへの広告出稿等
雑費支出(渉外費)	283,000	350,000	358,000	345,000	279,000	演芸界への祝い金等
地域協力費	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000	町内会費等
事業費	103,300,000	118,000,000	132,000,000	132,000,000	132,300,000	
自主事業費	103,300,000	118,000,000	132,000,000	132,000,000	132,300,000	
管理費	104,206,000	104,536,000	104,716,000	104,906,000	104,906,000	
光熱水費	18,000,000	18,330,000	18,510,000	18,700,000	18,700,000	実績値に基づいて計上
電気料金	13,000,000	13,250,000	13,400,000	13,550,000	13,550,000	
ガス料金	3,350,000	3,400,000	3,420,000	3,450,000	3,450,000	
水道料金	1,650,000	1,680,000	1,690,000	1,700,000	1,700,000	
清掃費	10,850,000	10,850,000	10,850,000	10,850,000	10,850,000	実績値に基づいて計上
修繕費	1,700,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	1,800,000	実績値に基づいて計上
舞台委託費(管理)	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	15,000,000	管理費分のみ計上/配置効率化による経費節減
設備保全費	40,556,000	40,556,000	40,556,000	40,556,000	40,556,000	
空調衛生設備保守						管理費に含む
消防設備保守						管理費に含む
電気設備保守						管理費に含む
害虫駆除清掃保守						管理費に含む
駐車場設備保全費						管理組合案件
管理費	40,556,000	40,556,000	40,556,000	40,556,000	40,556,000	設備保全費、警備費(機械警備含む)、舞台系保守管理費を含む
共益費	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	18,000,000	建物共用部分管理費の横浜にぎわい座負担分
公租公課	10,260,000	10,360,000	10,460,000	10,560,000	10,600,000	
事業所税	0	0	0	0	0	
消費税	10,200,000	10,300,000	10,400,000	10,500,000	10,540,000	
印紙税	55,000	55,000	55,000	55,000	55,000	契約書収入印紙代等
その他()	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000	
事務経費(計算根拠を説明欄に記載)	25,090,000	25,090,000	25,090,000	25,090,000	25,090,000	
本部分	25,090,000	25,090,000	25,090,000	25,090,000	25,090,000	財団本部経費
当該施設分						
支出合計	340,660,000	357,160,000	372,660,000	373,660,000	374,660,000	
差引	0	0	0	0	0	
自主事業費収入	110,000,000	125,000,000	139,000,000	139,000,000	140,000,000	
自主事業費支出	103,300,000	118,000,000	132,000,000	132,000,000	132,300,000	
自主事業収支	6,700,000	7,000,000	7,000,000	7,000,000	7,700,000	
管理許可・目的外使用許可収入	200,000	200,000	200,000	200,000	200,000	
管理許可・目的外使用許可支出	180,000	180,000	180,000	180,000	180,000	
管理許可・目的外使用許可収支	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000	

14 施設全体の運営に対するアイデア・ノウハウの一層の活用

1. 事業規模について

当館は開館以来、常に経費削減と出演料の抑制等により収益をあげることができていましたが、令和2年の新型コロナウイルス感染症蔓延により、それまでの収支バランスは一挙に崩れました。第四期はまず観客の安全、安心を第一とした施設運営を心掛けることが肝要と考えます。コロナ禍において人々は生の舞台の価値や魅力を再認識したと感じます。しかし、未曾有の感染症への不安から落ち込んだ客足は一機に改善できるものではなく、客足が回復していくのを受け止めながら、従前のような事業規模に戻していくことを念頭に置いて施設運営をまいります。

2. 自主事業の内容について

新型コロナウイルス感染症の蔓延は高齢者を中心とした観客の減少につながり、公演内容を見直さざるを得ませんでした。このような事態が起きずとも観客層は5年ほどで自然に変化をしていきます。大衆芸能はこうした変化を受け止めてこそ、観客の支持を集めることができます。古き良き魅力を持つ伝統芸能を大切にする一方で、新しい動きを取り入れることも大切です。大衆芸能の範囲は幅広く、芸種も豊富なので、少しずつ自主事業の内容も変化させていき、未来へとつなげます。

3. 配信事業について

当館の主催公演の魅力は観客、出演者のみならず、マスコミ関係者にも認知されており、公演を映像収録あるいは録音をしてDVD、CD、放送など商品化する動きも出ております。その際、公演の企画制作料や収録料を当館の収入として得ています。

コロナ禍において、公演を収録し配信することを事業化しようという動きも各方面で起きておりますが、落語など話芸の配信は口演の模様をただ収録しただけのものが多く、生の舞台とは異なる魅力ある映像商品として仕上げている音楽、ダンスなどと比べると未開拓の状態にあります。

生の舞台の魅力を発揮した公演制作を行っている限り、その収録をしたいという業者が次々に現れます。よって、魅力あふれる公演づくりに専念し、その企画制作料と収録料を収入としていくことこそ最善の選択と考えます。

4. 経常公演前後のホール活用

毎月1～7日の「横浜にぎわい寄席」は14時～16時30分に公演を開催しており、午前中や夜の時間帯にはホールの使用がないことが多くあります。また8～15日の経常公演は午後か夜の時間帯のどちらかに行われることが多く、ホールの使用がない時間帯が生じます。それらの時間を利用して以下を実施します。

(1) 寄席体験プログラム（継続）

近隣の小学生を招いて毎年継続的に実施しています。芸能ホールで生の落語を見る他、舞台上に上がって落語や出囃子を体験するコーナーも設け、子どもたちが寄席の楽しさに触れる機会を提供します。公益社団法人落語芸術協会と共催。

【効果】

- ・経常公演と同日開催することで低予算での次世代育成事業が実現しています。
- ・保護者が参加することで、横浜にぎわい座の広報効果を見込めます。

(2) 貸切公演 (継続)

企業、団体等からの依頼により貸切公演を企画運営。

[効果]

- ・収入増につながり、寄席のファンが増えることが期待できます。また、その後の打ち上げ等で近隣飲食店の集客にもつながります。

(3) 撮影での貸出

コマーシャルや映画・ドラマの撮影、取材会場などに貸し出します。

[効果]

- ・収入増と施設広報の両方のメリットがあります。

(4) ホール見学会、バックステージツアー (自主事業)

より細やかな施設見学会やバックステージツアーなどを空き時間を使って実施します。公演本番前後の設えを活用してガイドを行います。

[効果]

- ・貸館の利用促進や、普段見ることのできない舞台裏を体感することで寄席の楽しさを、より臨場感をもって体感することができます。

(5) 前座の太鼓練習の場

太鼓を打つことはリズム感の向上にもつながり、話芸において前座修業の根幹のひとつとなっています。しかし、実際に太鼓を使って練習を重ねなければ上達は見込めません。人材育成の一環として、当館出演の前座さんに無償で稽古に利用してもらいます。

5. 1階エントランスの活用

2階に総合案内がある横浜にぎわい座では1階エントランスは無人であることが多く活気に乏しいと言わざるを得ません。地域のシンボリック存在としての役割を果たし、地域活性化に寄与するための活用を目指して、野毛地区街づくり会や野毛飲食業協同組合等の関係団体とも連携しつつ、野毛地域の観光案内スペースとしての活用や、野毛大道芸など地域の大型イベントのインフォメーションコーナーとしての活用を推し進めます。

15 市の重要政策課題への対応

1. 個人情報保護について

横浜市の条例に準じて制定された当財団の定める「個人情報保護方針」「個人情報取扱要綱」「個人情報取扱マニュアル」に基づき以下のとおり適切に対応します。特定個人情報についても財団の「適正な取り扱いに関する基本方針」「取扱手引」「取扱マニュアル」に基づき対応します。

- ①個人情報の収集においては取得目的を明示し必要最小限の情報収集に留めます
- ②個人情報管理台帳を毎年更新し保有する個人情報の保管状況を把握します。
- ③個人情報保管場所への施錠、データのパスワード保護、外部持出や第三者提供の原則禁止、などを徹底し使用済の個人情報は確実かつ迅速に破棄します。
- ④個人情報の使用にあたっては細心の注意を払い書類の郵送やファックス送付の際のダブルチェック、メール誤送信防止ソフトの活用などを徹底します。
- ⑤新採用職員に対する研修をはじめ所属職員に個人情報取扱マニュアルの内容を徹底します。
- ⑥業務委託先の職員に対しても業務契約の一環として個人情報研修を求めます。

2. 情報公開について

収支を含む事業計画や事業報告のホームページ公開を継続するとともに、利用者に必要と思われる事業や施設の運営状況を積極的に公開します。情報公開請求に対しては当財団定める「情報公開規程施行要綱」「情報公開規程」に基づき適正に対応します。

3. 人権尊重について

利用者等の人権を最大限尊重し、横浜にぎわい座のすべてのサービスが公平公正に提供されるよう努めます。職員に対して人権に関する研修を各年度1回以上実施するとともに、来館者接遇の指導などもあわせて行い、ホスピタリティの高い施設運営を行います。

4. 環境への配慮について

(1) 省エネルギー・節電

文化施設としての快適性を確保しつつ節電にも積極的に取り組みます。施設の利用状況に合わせて不要な点灯や空調稼働を最大限防止します。光熱費への影響が大きい公演中の冷房や暖房の温度管理については、お客様の快適性を損なわないよう配慮しながら、省エネルギーを意識した温度管理を行います。

(2) 公演チラシの配布

インターネットをはじめとする広報手法の多様化にあわせ公演チラシの作成部数を抑制し紙の消費量やゴミの排出量を削減します。紙の宣伝媒体を必要とする利用者のニーズを尊重しチラシ作成は継続しつつも、幅広い手法による広報活動で自主事業参加者増を推し進めます。

(3) ごみの排出量削減

横浜市の政策に寄り添いつつ、ごみの分別や削減に取り組みます。公演への来場者や貸出施設の利用者に対してはごみ持ち帰りの協力を呼び掛けるとともに、ごみが発生する場合は分別を依頼します。特に貸出施設の利用終了時に発生するごみ(弁当や飲料など)については、利用者によるごみの分別状況を確認し分別の徹底を依頼します。

5. 障がい者差別解消の取り組み

すべての方に大衆芸能を楽しむ機会を提供することを公共演芸場である横浜にぎわい座の重要な責務のひとつと捉え、以下の取り組みを推進します。

- ①視覚障がいや聴覚障がいのある方に大衆芸能をお楽しみいただくための自主事業の立ち上げを目指します。立案にあたっては同種事業の開催経験ある財団施設や、障がいに関する団体等からもヒアリングを行い、障がい者のニーズを勘案しながら検討を進めます。
- ②障がい者支援施設等へのアウトリーチ公演を実施します。
- ③芸能ホールの車イス席や磁気ループシステム(補聴器誘導システム)と貸出用補聴器、貸出用車イス、館内3か所の多目的トイレ、駐車場(要事前連絡/無料)、などの設備を常に整え、積極的にご活用いただきます。
- ④主催公演の案内スタッフに対する研修や、サービス介助士などの有資格者の配置により、障がいのある方の来場をサポートします。
- ⑤主催公演では身体障害者補助犬法に定められている補助犬(盲導犬・介助犬・聴導犬)の入場を受け入れます。

6. 男女共同参画について

当財団は、男性・女性の別なく職員が活躍する職場づくりを行っています。当財団の令和2年度の管理職における女性の割合も50%以上と高い割合を占めています。ライフステージに応じた“多様な働き方”に対応できるよう、制度整備にも取り組みます。

7. 中小企業優先発注について

出演に関わる契約や特別な専門性が必要な契約等を除き、業務委託と物品購入は原則として横浜市の「物品・委託等 有資格者名簿」に登載された企業に発注します。全発注数に対する市内中小企業への発注率は年度ごとに目標を決めて取り組みます。

8. その他

(1) 名札の着用

施設の運営に従事する職員は利用者には施設職員とわかるように名札を着用します。

(2) 苦情・要望について

利用者等から寄せられる苦情や要望には体制を整え適切に対応します。

(3) 近隣対策

大型機材の搬入搬出や管理業務等を行う際には十分な近隣対策を行います。

(4) 横浜市暴力団排除条例の遵守

横浜市暴力団排除条例の趣旨に則り適正に施設の管理運営を行います。